第十八条の十九第二十八項中「第四十条第十二項」を「第四十条第十四項」に、「同条第十一項」を「同条第十三項」に改め、同項第三号中「同条第十三項」を「同条第十五項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十七項中「第四十条第十二項に規定する引継法人」を「第四十条第十四項に規定する引継法人等」に改め、「受けた場合」の下に「又は同項に規定する引継財産を同項に規定する公益信託の信託財産として受け入れた場合」を加え、「同条第十一項」を「同条第十三項」に改め、同項第一号中「引継法人」を「引継法人等」に改め、「法人番号」の下に「（当該引継法人等が当該公益信託の受託者である場合には、当該公益信託の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（当該公益信託の受託者が二以上ある場合には、その主宰受託者の氏名又は名称を含む。）並びに当該公益信託の名称）」を加え、「受けた」を「受け、又は当該公益信託の信託財産として受け入れた」に改め、同項第二号中「引継法人」を「引継法人等」に、「贈与を受けた」を「贈与を受け、又は当該公益信託の信託財産として受け入れた」に、「第四十条第十二項」を「第四十条第十四項」に改め、同項第三号中「引継法人」を「引継法人等」に、「受けた」を「受け、又は当該公益信託の信託財産として受け入れた」に改め、同項第四号中「引継法人」を「引継法人等」に、「第四十条第十三項」を「第四十条第十五項」に改め、同項第六号中「第二十五条の十七第二十三項第二号」を「第二十五条の十七第二十四項第二号」に、「第十六項又は第十七項」を「第十八項又は第十九項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十六項中「第四十条第十一項に規定する財務省令」を「第四十条第十三項に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「合併に」を「法第四十条第六項に規定する合併に」に、「法第四十条第十一項」を「同条第十三項」に改め、同項第二号中「第四十条第十一項」を「第四十条第十三項」に、「同条第十三項」を「同条第十五項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十五項中「第二十五条の十七第二十七項第三号ロ」を「第二十五条の十七第二十七項第三号ロ」に改め、同項を同条第二十七項とし、同項の次に次の二項を加える。

28　法第四十条第十一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第四十条第十一項に規定する当初受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（当該当初受託者に係る公益信託の受託者が二以上ある場合には、当該当初受託者以外の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号を含む。）、当該公益信託の名称、同項に規定する任務終了事由等が生じた年月日並びに当該任務終了事由等の詳細

二　当該当初受託者が法第四十条第十一項に規定する引継受託者に移転をしようとする同項に規定する財産等の種類、所在地及び数量

三　当該引継受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号、当該引継受託者が当該移転を受ける資産の使用開始予定年月日（法第四十条第十五項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。）及び使用目的並びに公益信託に関する法律第十二条第一項に規定する新受託者の選任若しくは同法第七条第二項各号に掲げる事項の変更に係る同法第十二条第一項の認可の申請をした日又は同項ただし書に規定する新受託者の選任に係る同法第十四条第一項の規定による届出の予定年月日

四　第二号に規定する財産等（当該財産等が、当該当初受託者が特定贈与等を受けた財産以外のものである場合には、当該財産）を当該当初受託者に当該特定贈与等をした者の氏名及び住所又は居所並びに当該特定贈与等に係る贈与又は遺贈をした年月日及び承認年月日並びに当該財産の種類、所在地及び数量

五　その他参考となるべき事項

29　法第四十条第十二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第四十条第十二項に規定する当初公益信託の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（当該当初公益信託の受託者が二以上ある場合には、その主宰受託者の氏名又は名称を含む。）、当該当初公益信託の名称、同項に規定する公益信託の終了の予定年月日並びに当該公益信託の終了に係る事由の詳細

二　当該当初公益信託の受託者が法第四十条第十二項に規定する他の公益法人等に移転をし、又は同項に規定する他の公益信託の信託財産としようとする同項に規定する財産等の種類、所在地及び数量

三　法第四十条第十二項に規定する帰属権利者の名称、主たる事務所の所在地及び法人番号（当該帰属権利者が当該他の公益信託の受託者である場合には、当該他の公益信託の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（当該他の公益信託の受託者が二以上ある場合には、その主宰受託者の氏名又は名称を含む。）並びに当該他の公益信託の名称）並びに当該帰属権利者が当該移転を受け、又は当該他の公益信託の信託財産として受け入れる資産の使用開始予定年月日（同条第十五項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。）及び使用目的

四　第二号に規定する財産等（当該財産等が、当該当初公益信託の受託者が特定贈与等を受けた財産以外のものである場合には、当該財産）を当該当初公益信託の受託者に当該特定贈与等をした者の氏名及び住所又は居所並びに当該特定贈与等に係る贈与又は遺贈をした年月日及び承認年月日並びに当該財産の種類、所在地及び数量

五　その他参考となるべき事項

第十八条の十九第二十四項中「第二十五条の十七第二十五項第三号イ」を「第二十五条の十七第二十七項第三号イ」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十三項中「第二十五条の十七第二十五項第三号イ」を「第二十五条の十七第二十七項第三号イ」に、「第二十項第二号ロ」を「第二十二項第二号ロ」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十二項中「第二十五条の十七第二十五項第二号」を「第二十五条の十七第二十七項第二号」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十一項中「第二十五条の十七第二十五項第一号に規定する」を「第二十五条の十七第二十七項第一号に規定する」に改め、同項第一号中「第二十五条の十七第二十五項第二十三項第一号」を「第二十五条の十七第二十四項第一号」に、「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十九項第一号イ中「第二十五条の十七第二十四項第一号」を「第二十五条の十七第二十六項第一号」に、「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同号ロ中「第二十五条の十七第二十四項第二号イ」を「第二十五条の十七第二十六項第二号イ」に改め、同号ハ中「第二十五条の十七第二十四項第二号ロ」を「第二十五条の十七第二十六項第二号ロ」に改め、同項第三号中「第四十条第十三項」を「第四十条第十五項」に、「第二十五条の十七第二十八項」を「第二十五条の十七第三十四項」に改め、同号イ中「第二十五条の十七第二十七項第一号」を「第二十五条の十七第二十九項第一号」に改め、同号ロ中「第二十一項」を「第二十三項」に、「第二十五条の十七第二十五項第二号」を「第二十五条の十七第二十七項第二号」に改め、同